NPO法人Peace Design倫理指針（動物）

　動物は、精神的、物理的に人を助けるために創られ、人が動物の世話をすることで

相互の信頼を深め、人の人生をより深く味わいあるものとする。

　当法人は、補助犬（盲導犬・聴導犬等の介助犬及び警察犬・牧羊犬等の使役犬）に

ついてその育成を認め協力する。補助犬は、犬の持つ個性や特性を引き出し高める行為であり、犬が人の役に立つことによりその犬生を全うできることは良いことである。また単なる愛玩目的だけでなく、犬も人もお互いの存在を認め合い尊重し合う良いパートナーとして存在していると考える。

　当法人は、安楽死についてどのような場合にも行わない。その理由として、人は、生命の決定権利を有してはいない。疾病により末期的症状の犬猫について、獣医師と協力し私たちが出来うる限りの看護と介護を行うことで学ぶことが沢山あり自然なかたちでの死を受け入れるべきると考える。

　また咬殺傷犬について、そのような事態に陥らないよう細心の注意を払い、早期にトレーナーによる訓練を実施する等対策を講じることはもちろんであるが、不幸にもそのような事件が発生した場合、保健所と連携し対処する。また他の保護活動を行う団体への援助の依頼等を行う。

　スタッフ、ボランティア、利用者ほか当法人にかかわる人々は、動物には愛情をもって接し、また習性や特性を学び発揮させる努力をしなければならない。

　この倫理指針で解決できない問題が発生した場合は理事会において有識者の意見を求め解決する。

 　この倫理指針は、平成３０年２月１７日より施行する